



健康日本21

(2) 健康日本21の改正案

1. 現状

国民が一体となった健康づくり運動を総合的かつ効果的に推進し、国民各層の自由な意思決定に基づく健康づくりに関する意識の向上及び取組を促すために策定された計画である。

なお、本計画は、健康増進法第7条第1項の「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」(以下「基本方針」という。)に基づく目標期間、目標数値を有する具体的な計画として位置付けられている。

2. 改正の趣旨

今般の医療制度改革に伴い改正される「基本方針」及び、平成19年4月に取りまとめられた「健康日本21中間評価報告書」を踏まえ、健康日本21を改正することとした。

3. 改正の内容

① 新たな目標の追加

運動、食生活、喫煙等に関する目標(メタボリックシンドロームの該当者・予備群の減少率等)や健康診査・保健指導の実施率等の目標を新たに設定することとした。

② 運動期間の変更

医療費適正化計画など関連する他の計画との整合性を図るため、2010年度から最終評価を行い、その評価を2013年度以降の運動の推進に反映させることとした。なお、2010年度以降の最終評価期間中においても現在設定されている目標により、運動を推進することとした。

③ 例示の追加などの規定の整備

多様な分野との連携事例として、総合型地域スポーツクラブの活用や健康関連産業の育成を追加するなどの規定の整備を行うこととした。

4. 施行日

平成20年4月1日(予定)

(3) 厚生労働分野以外の行政分野との連携

健康日本21においては、厚生労働分野以外の行政分野との連携の推進について記載しているところであるが、具体的な施策例は以下のとおりである。

生涯スポーツ分野(文部科学省)

一生涯にわたりスポーツに親しむことができる総合型地域スポーツクラブの育成など、環境の整備を行うことにより、意識的に運動を心がけている人の増加に繋がる。

農林水産分野(農林水産省)

食品メーカー、スーパー等と連携し、「食事バランスガイド」を活用した栄養バランスの優れた「日本型食生活」の普及・啓発の取組を行っており、脂肪エネルギー比率の減少等に繋がる。

健康関連産業の育成分野(経済産業省)

科学的根拠に基づいて確実に効果を生み出す健康関連産業の育成や、家庭用健康測定機器等を活用しつつ、個人の健康状態を生涯を通じて把握・活用できる基盤の整備を行うことにより、個人が主体的に健康づくりを行える環境作りを進める。

(4) 健やか生活習慣国民運動(仮称)(案)

これまでのボビュレーションアプローチの課題

- ① 健康日本21の目標項目(9分野70項目)は日常生活で意識し実践するには数が多過ぎること
- ② 健康日本21の目標達成に向けた効果的なプログラムやツールの展開が不十分なこと
- ③ 普及啓発が行政や外郭団体中心であり産業界を含む社会全体の活動に必ずしも至っていないこと

産業界も含込み「健やかな生活習慣」の普及定着を目指す国民運動の展開

- ① 重点分野の設定：健康日本21のうち、「運動・食事・禁煙」に焦点
- ② ターゲットを明確にした戦略的で効果的な運動の推進：国民運動の着火点として子供の食育に着目
- ③ 社会全体を巻込んだ運動の展開：産業界による取組の促進（社員・家族への普及啓発、社会貢献活動・経済活動の一環として国民運動を推進）、地域・職域の特色を活かした様々な実践活動の促進

